

電気通信事業分野における新型コロナウイルス 感染症対策ガイドライン

一般社団法人 電気通信事業者協会

令和2年5月18日

一般社団法人 電気通信事業者協会

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部で決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）、以下「対処方針」という。）^{*1}をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）を会員とする当協会では、電気通信事業の公共性にかんがみ、以下のとおり、電気通信事業分野における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを策定しました。

電気通信事業は、日常生活や経済活動を支える重要な社会インフラとして、また、国民生活に不可欠なライフラインとして、事業の継続を図ることが要請されていることから、本ガイドラインは、新型コロナウイルス流行時に職場で想定される状況や執るべき措置について提示し、事業者等に適切な行動を促すことで、感染拡大の防止と被害の最小化を図るとともに、社会経済活動の維持との両立が持続的に可能となることを目的として取りまとめたものですので、本ガイドラインが各事業者にて行う感染防止策の一助となることを期待いたします。

本ガイドラインは、緊急事態宣言下はもとより、緊急事態宣言が終了した段階においても、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、ワクチンの開発などにより企業の関係者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間の事業活動に用いられるべきものです。なお、本ガイドラインの内容は、今後も、感染症の動向や専門家の知見、対処方針の改定等を踏まえ、また、電気通信事業者が国民のライフラインとしての事業を継続する観点から、適宜、必要な見直しを行うものといたします。

*1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月4日変更）（抜粋）

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) まん延防止

3) 施設の使用制限等（前述した催物（イベント等）の開催制限、後述する学校等を除く）

③ 事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、5月4日専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることとし、政府は、専門家の知見を踏まえ、関係団体等に必要な情報提供や助言を行うこととする。

1 感染防止のための基本的な考え方

事業者は、職場における感染防止対策の取り組みが、社会全体の感染症拡大防止に繋が
ることを認識した上で、対策に係る体制を整備し、個々の職場の特性に応じた感染リスク
の評価を行い、それに応じた対策を講ずる。

特に、従業員への感染拡大を防止するよう、通勤形態などへの配慮、個々人の感染予防
策の徹底、職場環境の対策の充実などに努めるものとする。また、デルタ株等の変異株の
拡大も踏まえ、接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染（エアロゾル感染）の経路に応じ
た感染防止策を講じる必要がある（オフィス、休憩室等はもとより車輦内部や共同生活空
間等、特に密になりやすい空間の共用を極力避けるか、やむを得ない場合、換気徹底、パ
ーティション設置、マスク常時着用、会話を控える等の工夫。）具体的には、「2 講じるべ
き具体的な対策」参照のこと。

2 講じるべき具体的な対策

（1）感染予防対策の体制

- ・ 経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更・実践
について検討する体制を整える。
- ・ 感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守すると
ともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの
活用を図る。
- ・ 国・地方自治体・業種団体などを通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情
報を常時収集する。

（2）健康確保

- ・ 従業員に対し、出勤前に、体温や新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無
を確認させる。体調の思わしくない者には出勤をさせずに、各種休暇制度の取得を奨励
する。また、勤務中に体調が悪くなった従業員は、直ちに帰宅させ、自宅待機・医療機
関受診とする。
- ・ 発熱などの症状により自宅で療養することとなった従業員は医療機関への受診を勧
め、毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出社判断を行う際には、医師の
指示を参考にしながら会社の指示に従う。
- ・ 上記については、事業場内の派遣労働者や請負労働者についても派遣事業者・請負事
業者を通じて同様の扱いとする。

（3）通勤

- ・ テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、時差出勤、ローテーション勤務

(就労日や時間帯を複数に分けた勤務)、変形労働時間制、週休 3 日制など、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。

- ・ 自家用車など公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、道路事情や駐車場の整備状況を踏まえ、通勤災害の防止に留意しつつこれを承認することが考えられる。

(4) 勤務

- ・ 飛沫感染防止のため、人と人との間に一定の距離を保てるよう、仕切りのない対面の人員・座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど、工夫する。仕切りがなく対面する場合には、顔の正面からできる限り 2メートルを目安(最低 1メートル)に、一定の距離を保てるよう、工夫する。
- ・ 従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底する。このために必要となる水道設備や石けんなどを配置する。共用の手拭きタオルなどは撤去し、ペーパータオルを設置するか自身のハンカチなどで拭くようにする。特に不特定多数が触れた環境表面(=高頻度接触環境表面)に触れた後は必ず手指衛生を行う。また、水道が使用できない環境下では、できる限り十分な数のアルコール手指消毒薬を配置する。
- ・ 従業員に対し、勤務中の正しいマスク着用に努めるよう徹底する(品質の確かな、できれば不織布を着用)。この際、鼻を出したり、適切に顎を覆わなかったりせず、適切に着用するよう心掛けるようにする。ただし、人との距離を十分確保できる場合には、状況に応じてマスクを外すこともできる。なお、マスクがないときは、ハンカチ等で口や鼻を覆うなどの咳エチケットを徹底する。(正しいマスクの着用法については、例えば厚生労働省HP「国民の皆さまへ(新型コロナウイルス感染症)」参照。)
- ・ 従業員に対し、会話は、大声を控えるとともに、マスクを着用していても短く切り上げる等が望ましい旨周知をする。
- ・ マスクの着用や大声を控えることについては、お客様にもご協力いただけるよう周知を図る。
- ・ 建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。できる限りエアコンとは独立した換気扇を設置して、常時稼働させる。換気扇がない場合、窓が開く場合 1 時間に 2 回以上かつ 1 回 5 分以上、窓と出入口の 2 か所以上を開け換気する。なお、機械換気の場合は窓開放との併用は不要である。換気のタイミングを判断するために CO2 モニターや HEPA フィルタ式空気清浄機やサーキュレーター等を活用する方法もある。
- ・ オフィス内の湿度については、事務所衛生基準規則等に基づき、空調設備や加湿器を適切に使用することにより、相対湿度 40%~70%(可能であれば 50%~70%)になるよう努める。適度な保湿がマイクロ飛沫感染(エアロゾル感染)拡大防止に有効であると考えられていることに配慮する。
- ・ 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・ 人と人が頻繁に対面し、かつマスクの着用を徹底できない場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。

なお、材質によっては着火・燃焼しやすいものがあることから、火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにする。ただし、これらの

近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあっては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用する。また、同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましい。不明の点があれば、最寄りの消防署に相談する。

- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・ 外勤は公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人混みに近づかないようにする。
- ・ 出張は、地域の感染状況や出張先の感染防止対策に注意する。
- ・ 外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所などを記録に残す。
- ・ 車両での移動等の際は、車内の密集回避に努めるとともにマスクの正しい着用や換気の徹底等の基本的な感染症対策を徹底する。
- ・ 会議やイベントはオンラインで行うことも検討する。
- ・ 株主総会については、事前の議決権行使を促すことなどにより、来場者のない形での開催も検討する。
- ・ 社内の会議や自社主催のイベントを対面で行う場合、マスクを着用し、換気に留意する。また、椅子を減らしたり、机などに印をつけたりするなど、近距離や対面に座らないように工夫する。
- ・ 社外主催の対面での会議やイベントなどについては、参加の必要性をよく検討したうえで、参加する場合は、最小人数とし、マスク着用を必須とする。
- ・ 採用説明会や面接などについては、オンラインでの実施も検討する。
- ・ テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドライン^{*2}などを参照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備などに配慮する。

^{*2} 厚生労働省「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」
(www.mhlw.go.jp/content/000553510.pdf)などを参照

(5) 休憩・休息スペース

- ・ 共有する物品（テーブル、椅子など）は、1日1回以上消毒する。
- ・ 使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
- ・ 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、できる限り2メートルを目安（最低1メートル）に顔の正面から距離を確保するよう努め、一定数以上が同時に休憩スペースに入らないよう、休憩スペースの追設や休憩時間をずらすなどの工夫を行う。喫煙、洗面、歯磨きなどは原則として単独で行う。
- ・ 特に屋内休憩スペースについては、スペース確保や、常時換気を行うなど、1つの密でも生じないようにすることを徹底する。
- ・ 食堂などで飲食する場合は、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、できる限り2メートルを目安（最低1メートル）に顔の正面から距離を確保するよう努める。施設の制約などにより、これが困難な場合も、対面で座らないように配慮、またはアクリル板等パーティションの設置等の工夫をする。
- ・ 食事摂取時以外は休憩中もマスクを常用する。特に、食事前・中・後に会話する際は、

その都度マスクを着用して行う。

(6) トイレ

- ・ 便器は通常の清掃で問題ない。時間を決めて定期的に行う。
- ・ トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ・ 共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。ハンドドライヤー設備は、メンテナンスや清掃等の契約等を確認し、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されていることを確認する。

(7) 設備・器具

- ・ ドアノブ、電気のスイッチ、手すり、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・椅子などの不特定多数の人が触れる環境表面については、1日に1回以上消毒を行う。
- ・ ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。

※ 設備の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。

(8) オフィス等への立ち入り

- ・ 取引先等を含む外部関係者の立ち入りについては、必要な範囲にとどめ、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求め、立ち入り者を記録する。
- ・ 名刺交換はオンラインで行うことも検討する。

(9) 職場における検査の更なる活用・徹底

- ・ 出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員に対し、医師の受診の勧奨、抗原簡易キットによる検査、検査会社等によるPCR検査などを実施すること。
- ・ 寮などで集団生活を行っている場合や、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境（労働集約的環境）、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的なPCR検査の活用も有用であるので、導入を積極的に検討すること。

(参考) 抗原簡易キットの購入

抗原簡易キットの購入にあたっては、

- ① 連携医療機関を定めること
- ② 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること
- ③ 国が承認した抗原簡易キットを用いることが必要。

- ・ これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、

下記 URL 参照のこと。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>

(令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について」)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>

(令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」)

(10) 従業員に対する感染防止策の啓発等

- ・ 従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「『新しい生活様式』の実践例」や「職場におけるコロナ感染症対策のお知らせ」(特にトイレや休憩・休息スペース等、“場の切り替わり”での対策等)を周知するなどの取り組みを行う。
- ・ ワクチンの効果、副反応などについて、十分理解したうえで、可能な限り接種を行うように呼びかけることを推奨する。推奨に当たっては、強制でないことを十分認識するとともに、接種を希望しない社員を不当に差別したり、偏見が生じないようにしなければならない。
- ・ 普段から、健康観察アプリなどを活用し毎日の健康状態を把握すること、また、新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)や地域通知サービスを利用することを呼びかけることで感染対策を促す。また、COCoA等を通じて接触の通知を受けた従業員に対しては、検査とともに、検査結果が出るまでの自己隔離を促す。
- ・ 公共交通機関や図書館など公共施設を利用する従業員には、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内など密閉空間での会話を控える、手指衛生の励行などを徹底する。
- ・ 患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業場内で差別されることなどが無いよう、従業員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。
- ・ 発熱や味覚・嗅覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、あるいは、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を奨励する。
- ・ 過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を指示する。
- ・ 取引先等企業にも同様の取り組みを促すことが望ましい。

*3 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00116.html

*4 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

なお、電気通信事業分野においては、上記の感染拡大防止のための基本動作を徹底することに加え、顧客等との接点が生じる状況においては、以下の点にも留意する。

- 携帯ショップでの受付業務における対応・対策の例
 - ・ 予約制の導入、利用者のQRコード読取奨励
 - ・ 来店者の健康チェック（体温測定・問診による症状確認等）
 - ・ 来店者にマスクの着用や大声を控えることへの協力を依頼、アルコール手指消毒薬の使用を確認
 - ・ 座席間隔をあけた顧客対応（待合スペースを含む）
 - ・ スタッフや顧客が共通で使用する箇所や物品の使用毎の消毒（カウンター、接客テーブル、デモ機等）
 - ・ スタッフのマスク等着用義務化
 - ・ 対面接客用フェンスを用いた接客
 - ・ 空調設定、窓や出入口の開閉等による定期的な換気
 - ・ スタッフの日々の健康状態の把握・記録（担当者を任命）
 - ・ 消毒・除菌グッズの配備
 - ・ キャッシュレス決済の導入
 - ・ スタッフのワクチン接種推奨

- 回線工事等に伴う顧客訪問における対応・対策の例
 - ・ 事前連絡による顧客意向の確認（実施可否、工事日の延期等）
 - ・ 訪問担当者の基本的な衛生対応（マスク着用、手洗い・手指消毒等）
 - ・ 顧客等の体調の確認
（万が一、発熱や咳などの症状が確認された場合には、作業の延期を相談）
 - ・ 訪問時は、作業場所の換気についての協力を依頼
 - ・ 顧客との会話等にあたってはソーシャルディスタンスを可能な限り配慮

- 営業活動における対応・対策の例
 - ・ 顧客意向を確認の上、必要に応じて電話やWeb会議等ICTツール活用によりリモート対応

3 感染者が確認された場合の対応

（1）従業員の感染が確認された場合

- ・ 保健所、医療機関の指示に従う。
- ・ 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の手が触れたと考えられる場所を消毒し、同勤務場所の従業員に自宅待機させることを検討する。
- ・ 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意する。なお、新型

コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う^{*5}。

- ・ オフィス内で感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた検討を行うものとする。

^{*5} 個人情報保護委員会「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取扱いについて」

(https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/covid-19/)などを参照。

(2) 複数社が混在する借用ビル内で同居する他社の従業員で感染が確認された場合

- ・ 保健所、医療機関およびビル貸主の指示に従う。

改定履歴

- ・ 令和2年 5月18日策定
- ・ 令和2年 5月25日改定
- ・ 令和2年 7月29日改定
- ・ 令和3年11月 8日改定

(参考)

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年5月4日)
別添「新しい生活様式」の実践例

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本: ①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける。
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に洗う**(手指消毒薬の使用も可)

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒**
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避(密集、密接、密閉)
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 選んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお箸口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定